

「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」についての意見・情報の募集結果について

	寄せられた御意見等の概要	御意見等に対する見解
1	<p>人道支援であれば納得できるが、どの国家も自らを犠牲にして他国を支援することはないと思うので、この海外投資促進に関する指針によって日本の安全保障を確保することに結びつけるには無理があるように感じる。今後、食料需給がひっ迫する前提で考えるならば、海外投資促進のための投下財源見合いを国内農産物の価格補てんに上乗せし、国内農業生産に対する動機付けをはかるべきではないか。</p>	<p>我が国からの海外農業投資を促進する目的は、我が国への食料の安定供給の確保と世界全体での食料生産の増大を図っていくことにあります。</p> <p>国民への食料の安定供給のためには、食料自給率の向上に向けて国内農業生産の増大に一層取り組んでいくことが重要であり、平成20年度現在のカロリーベース食料自給率41%を平成27年度までに45%に向上する目標を掲げて諸般の施策を講じているところです。平成21年度当初予算額では、国内における食料供給力の強化のために、水田等有効活用促進交付金404億円、産地確立交付金1,466億円を計上するなど、集中的に施策を実施しております。</p> <p>その一方で、食料の約6割を海外に依存している現状を踏まえ、必要な輸入についてはその安定化・多角化を図る必要があります。</p> <p>国際的には、食料価格高騰により飢餓人口が増加傾向にあり(2009年には10億人)、人口はこれまでと同様にアジア、アフリカなど途上国を中心に増加(2006年66億人→2018年76億人)し、1人あたりGDPも引き続き増加傾向(2006年7,234ドル→2009年9,303ドル)で推移する見通しです。</p> <p>このような中、世界の穀物の消費量は、2006年から2018年までの12年間で5億トン増加し26億トンに達し、単収の伸びや収穫面積の増加によってもこの消費の増加に追いつかず、期末在庫率は低下していく見通しとなっています(「農林水産省の食料需給モデルによる世界の食料需給見通し」による)。</p> <p>このように中長期的に国際的な食料需給がひっ迫基調にある中、世界の食料生産の増大や農業投資の拡大は、我が国の食料安全保障を高めていく観点からも重要であると考えています。</p>

2	<p>食料自給率向上政策を打ち出しているのになぜ海外投資を促進する必要があるのか疑問である。海外投資の促進が将来、国内農業の衰退を招くのではないか。このための予算で、もっと大豆、とうもろこしの国内生産振興策を講ずべきではないか。また、投資先国が輸出禁止措置を取った場合はどうするのか。政府は食料自給政策を一層明確化し国内対策をしっかりと行った上で海外投資を考えるべき。</p>	<p>政府としては、食料自給率の向上を図るため、平成20年度現在のカロリーベース食料自給率41%を平成27年度までに45%に向上する目標を掲げており、国内農業生産の増大を基本として、水田のフル活用をはじめ諸般の施策を講じているところです。しかしながら、国土条件の制約から、必要な輸入についてはその安定化、多角化を図ることが必要です。</p> <p>このため、輸入依存度、食生活における重要性等を踏まえて、当面、大豆、とうもろこし等を対象に海外投資を促進することとしたものです。</p> <p>例えば、大豆については、需要量は年間約400万トンであります。このうち約300万トンが油糧用、約100万トンが豆腐、納豆等の食品用需要です。このうち油糧用については、国内に生産基盤が確立されておらず、今後とも米国等から安定的に調達することが必要となっております。他方、食品用については、輸入大豆よりも国内産は食味が優れ、消費者から高い評価を受け、増産が期待されていることから、まず、食品用大豆の自給率(現状20%)を更に引き上げるべく、大豆生産者の経営安定対策や新技術の普及に努めることとしております。</p> <p>また、昨今の世界的な農産物価格の高騰に伴い、世界各地において農産物の輸出規制が発動されたところです。輸出規制の発動の可能性は、重要なカントリーリスクの一つとして深刻であり、その軽減を図っていくことが望ましいものであり、今後とも、食料安全保障のための海外投資促進に関する会議の中で関係省庁との議論を深めたいと考えております。</p> <p>WTOドーハラウンドにおいても、輸出の禁止及び制限に関する規律について、我が国主導により規律を強化する方向での議論が進められております。</p>
---	--	--

<p>3</p>	<p>JICAによるウルグアイでの中小規模農家への牧草プロジェクト推進の立場から見た、投資先としてのウルグアイのメリットは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> -国土の南半分にあたる地域の小規模農家がまとまる傾向にあり、土地への投資が不要、又は初期投資額が少ない。 -日本畜産農家に必要な高蛋白の大豆、コーンが輪作により継続的に生産されている。 -アルゼンチンの資本により土地取得や投資が進んでおり、かつ規制の緩いウルグアイは投資環境として良好。 -ウルグアイ港は南米諸国でも唯一大型コンテナ船が入港可能。ただし大西洋に面しており、ヨーロッパ諸国への輸出向き。対日輸出ということでは調達先の多角化、緊急時対策としての位置付け。 -地域レベルでは日本への輸出に前向き。 -牧草の播種から収穫までの総合的なインフラが整っている。 -過去の実績から債務返済能力の点で信頼できる。 -季節が日本と逆であるため国内農業と棲み分けが可能。 <p>日本の食料戦略、対策には大変関心を持っており、役に立てることなどがあれば対応したい。</p>	<p>海外農業投資を戦略的に促進していくために、対象とする地域については、食料安全保障のための海外投資促進に関する会議で継続して検討していく予定ですので、御提供いただきました貴重な現地情報は、この検討の参考とさせていただきます。</p> <p>今後ともJICA等関係機関と連携・情報共有を図りながら、我が国の食料輸入先の多角化・安定化を通じて我が国の食料の安定供給の確保を図って参りたいと思います。</p>
----------	---	---

我が国の「食料安全保障政策」が明確でなく、何故、海外投資促進が必要か理解できない。政府の食料安全保障政策の全体像を明確に体系化した上でその中での海外投資の位置付け、考え方について、数値目標も含めた将来展望を示して欲しい。「日本の農業を守り育てる」＝「日本の食料安全保障」ではないか。全体の体系の中でなく、海外投資促進だけを切り離して進めるとそれだけが一人歩きしかねず、海外投資に依存しすぎて国内生産がほとんど無くなることになりかねない。食料安全保障政策を数値で示して、その実現のために農林水産省全体であらゆる手を尽くすべきではないか。

また、この指針では海外投資促進をどの規模までやるのか不明。国内生産振興策との仕分けがわからない。大豆、とうもろこしは海外に生産拠点を移すということか。

食料安全保障は、国内自給力の向上が第一であるべき。海外生産は、ある種の植民地化と同じではないか。昔のヨーロッパ諸国による植民地プランテーションとの違いはどこにあるのか。そもそも、食料輸入と海外投資の違いはどこにあるのか。食料輸入に偏ったばかりに国内自給力が低下したのではないか。

海外農業投資促進が一部の商社・企業や、政治家、官僚の利権目的であってはならない。

同時に、政策を評価するシステムについても明示して欲しい。

我が国の食料安全保障は、国民への食料の安定供給を図る上で、不測の事態が生じ、国内需給が著しくひっ迫する場合においても、国民が最低限必要とする食料が適切に供給され、国民生活の安定が保障されることを意味します。

政府が策定した、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となる食料・農業・農村基本計画（平成17年閣議決定）の中では、食料安全保障の確保について、「食料の安定供給を将来にわたり確保していくためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本に、これと輸入と備蓄を適切に組み合わせていくことが必要である。また、不測時における食料安全保障を確保するため、平常時から、国内農業の食料供給力の要素である農地・農業用水、担い手、農業技術等を確保していく」としています。

また、政府は同基本計画において、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賅うことを目指すことが適当であるとし、食料自給率目標（平成27年度45%）を策定し、その向上を図るため、諸般の施策を講じているところです。

国内農業政策との仕分けという点では、わが国はカロリーベースで食料の約6割を海外に依存しており、国土条件の制約から、必要な輸入については、その安定化、多角化を図ることが併せて必要となります。

このため、輸入依存度、食生活における重要性等を踏まえて、当面、大豆、とうもろこし等を対象に海外投資を促進することとしたものです。今後も食料を安定的に国民に供給するためには、国内農業生産の増大による食料自給率の向上を基本としつつも、必要な輸入の安定化・多角化を図るための方策として、海外農業投資の促進が必要と考えています。

例えば、大豆については、需要量は年間約400万トンであります。このうち約300万トンが油糧用、100万トンが豆腐、納豆等の食品用需要です。このうち油糧用については、国内に生産基盤が確立されておらず、今後とも米国等から安定的に調達することが必要となっております。他方、食品用については、輸入大豆よりも食味が優れ、消費者から高い評価を受け、増産が期待されていることから、まず、食品用大豆の自給率（現状20%）を更に引き上げるべく、大豆生産者の経営安定対策や新技術の普及に努めることとしております。

		<p>海外の農地取得を含む海外農業投資においては、被投資国における農業の持続可能性を確保しつつ、投資側・被投資側の双方が裨益する形で実施することが重要であると考えています。</p> <p>食料安全保障のための海外投資促進に関する指針(以下「指針」という。)においても、我が国からの海外農業投資が途上国の人々に負の影響を与えることのないよう、我が国としての行動原則を定めています。</p> <p>また、我が国からの海外農業投資の促進にあたっては、被投資国とも緊密な連携の下、取組を進める考えです。</p> <p>我が国からの海外農業投資を促進する目的は、我が国への食料安定供給の確保とともに世界全体での食料生産の増大を図っていくことにあります。この目的に向けて、公平かつ透明性が確保された総合的・戦略的な取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>農林水産省では、政策の透明性を確保し効率的に実施していくため、平成12年度に実施した政策から政策評価を実施しています。平成13年の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の制定後は、同法及び「政策評価に関する基本方針」に基づき、農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画を策定し、評価を実施しているところです。</p>
5	<p>まずは、国内の食料自給率を高めることを最重点にすべきであり、そのため、各県の県内食料自給率向上に係る取組に対し、国は積極的に支援すべきである。</p> <p>そうは言っても、食料供給の6割を海外に頼る現状で、即座に自給率を向上させることは困難。安定的に海外から食料調達を確保することも必要。また、食料安全保障の観点から輸入先の多角化が必要。</p> <p>官民連携の海外投資のモデル作成に当たっては、外交努力の中で、現行予算の範囲内で行うべき。</p>	<p>政府としては、食料自給率の向上を図るため、平成20年度現在のカロリーベース食料自給率41%を平成27年度までに45%に向上する目標を掲げており、国内農業生産の増大を基本として、食料自給率の向上を図るため、地方公共団体への支援を含め、諸般の施策を講じているところです。しかしながら、国土条件の制約から、必要な輸入については、その安定化、多角化を図ることが必要です。御指摘のとおり、我が国は食料の約6割を海外に依存している現状があり、海外農業投資の促進が必要であると考えております。</p> <p>また、海外民間投資については、従来から、ODA、公的金融、貿易保険等、様々な公的支援ツールの活用が可能でしたが、これまでは個別に対応してきたため、中長期的に食料需給がひっ迫基調にある中、海外農業投資促進のためには、民間企業からの要望を踏まえながら、これらの支援ツールを総合的に活用し、我が国全体としてより一層戦略的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>このため、今後とも政府及び関係機関と、民間企業が連携した海外農業投資促進のモデルの検討を継続していきますが、費用対効果を十分に念頭に置きながら進めていきたいと考えています。</p>

6	<p>対象地域について、農業が主要な産業であるアセアン諸国も対象国にしてみたい。</p> <p>また、対象農産物について、海外で人気上昇中の日本食普及に農水省も支援しており、正しい日本食普及のためにも海外でのコメ生産を支援すべき。海外で日本向け加工用コメを安価なコストで生産すれば国内農業の生産性も向上し、ひいては自給率も高まるのではないか。</p> <p>さらには、海外農産国での食料資源開発に資金支援している中東産油国などへの対抗策や協調策が欠落しているのは何故か。</p> <p>企業の取組支援として、凍結等の食品加工を加えるべき。海外の生産国内での農産物の冷凍・加工などの技術向上や工場設置支援も具体的な取組施策に含めるように要望したい。</p>	<p>対象地域につきましては、輸出余力、潜在的な開発可能性等を考慮し、中南米、中央アジア、東欧等において、投資環境の整備、農業関連情報の収集を重点的に実施することとしています。これら以外の地域につきましても、民間企業の要望を踏まえた上で個別に検討していきたいと思えます。</p> <p>米を対象農産物に加えるべきとの御意見については、米の国内生産は我が国の食料及び農業において極めて重要であること、需給バランスを取るために国産米の生産調整を行っていること、一方、国際約束に基づき加工用需要を超える量の外国産米(MA米)を輸入していること等の事情があり、こうした中で、海外における日本食や日本向けの米生産を支援することについては慎重に対応すべきと考えています。なお、農林水産省において日本食レストランの海外普及の取組を行っておりますが、これは農林水産物・食品の輸出を促進させる観点から行っているものであり、現地における生産を支援することを意図して行っているものではありません。</p> <p>また、我が国は、投資側と被投資側のwin-win関係を実現する、責任ある国際農業投資を促進し、世界における農業の持続可能性を確保するための行動原則及びベスト・プラクティスを取りまとめることを提案し、各国の賛同を得ているところです。今後とも、国際農業投資に関する国際的枠組みの構築を目指して関係国・機関とともに国際社会の取組を主導していきたいと考えています。</p> <p>さらに、指針では、生産、集荷、輸送、輸出等を含む農業関連投資全体を総合的に支援する方針ですが、個別案件における具体的な支援の範囲につきましては、指針の趣旨や国内農業生産との整合性等にも留意しながら、民間企業の要望も踏まえて個別に検討していきたいと考えています。</p>
7	<p>とうもろこしを直接増産するものではないが、日本の高い生産性の養鶏(卵)事業を新興国へ投資することで、新興国において飼料原料となるとうもろこし消費量を削減し、この生産性向上により余ったとうもろこしを日本への輸出に振り向けることができるのではないか。併せて、省エネルギーやバイオ(鶏糞処理)エネルギー利用による生産性向上と二酸化炭素削減で地球環境にも大きく貢献できるはず。</p>	<p>指針における対象農産物に関し、直接的に日本への輸入の安定化に貢献しなくても、間接的に輸入の安定化に貢献する海外投資案件があるのは御意見のとおりですが、我が国としてどこまで支援するかという範囲につきましては、個別案件毎にその裨益効果を見ながら検討することが必要であると考えています。</p> <p>なお途上国はその多くが熱帯、亜熱帯地域に存し、閉鎖鶏舎による集約的飼養管理を行う場合、我が国に比べ空調管理のための係り増しコストが生じるほか、衛生管理の向上のためのコストも上昇するものと考えられることから、我が国の養鶏技術がそのまま途上国に適用でき、生産性向上につながるかどうかについては、よく検討する必要があると考えます。また、川上から川下まで統合された現地の経営体(いわゆるインテグレーター)と競合の余地があるかどうか、慎重な検討が必要と考えます。</p>

<p>8 政府及び関係諸機関が、民間企業や被投資国との緊密な連携の下で農産物及び地域に応じた最も効果的な支援を総合的・戦略的に実施し、本邦企業の事業展開のリスク削減を図っていく方針を明らかにしたことを高く評価。</p> <p>なお以下の点に配慮いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・今後の世界的な食料需給の動向、国民や民間企業、被投資国の具体的なニーズ等を踏まえ、支援の対象とする農産物及び地域については、農産加工品も含め、より幅広く支援の対象とするなど、柔軟な対応をお願いしたい。・特に、地理的な近接性と密接な貿易・投資関係を有するとともに水田稲作をベースとする農業生産体系に共通性を持つアジア諸国との関係や、わが国が優位性を持つ技術を活用した連携・協力等の強化は、戦略的にも重要である。・食料安全保障のための海外投資促進に関する公的支援ツール等の官民連携モデルやその他海外農業投資を促進するために必要な事項に関する今後の検討に当たっては、民間企業の代表等の意見を踏まえつつ、実情や具体的なニーズを反映したものにしていきたい。	<p>指針を評価していただいたことに感謝いたします。</p> <p>対象農産物については、国際的な食料需給動向、食生活における重要性、輸入依存度等を踏まえ、当面は、大豆、とうもろこし等とし、地域についても、これら製品の輸出余力、潜在的な開発可能性等を考慮し、中南米、中央アジア、東欧等において、投資環境の整備とともに、農業投資関連情報の収集・提供を重点的に実施することとしております。これら以外の農産物及び地域についても、民間企業の要望を踏まえた上で個別に検討していきたいと思っております。</p> <p>民間企業からの支援要望については、今回新たに設置した「総合支援窓口」で受け付けており、寄せられた民間企業からの要望等を踏まえながら具体的な支援策について検討していく予定ですので御活用下さい。</p> <p>官民連携モデルに関する検討など、今後の海外農業投資を促進するために必要な事項について検討を行う際にも民間企業の意見等を踏まえたものとしていきたいと考えています。</p>
--	--

<p>9</p>	<p>食料安全保障を口実とする海外投資促進には以下の理由から反対。 -今回までの5回の会合内容が非公開である不透明さに疑問。構成も公的機関のみであり、そのような検討結果に意見・情報を求める事自体に不信。 -「対象となる農産物」も、収穫後に「食料」に限定される保障は無い。 -海外大規模農業投資への我が国の参入は他国の「投資」をさらに挑発し、食料安全保障を脅かす。 -一部国際メディアや研究機関の批判を挙げているが、資本の論理を拭えない民間資本の投資への負の影響懸念は当然。 -今求められるのは支援・援助の活発化であり、現在のODAの透明化などの改善を追及すべき。</p>	<p>食料安全保障のための海外投資促進に関する会議の内容につきましては、今回取りまとめました指針に全て集約しているほか、7月28日に開催しました第4回会合は民間企業を交えた公開会合という形を取りました。会合の透明性の確保という点では、会議の立ち上げ当初より、検討内容によって公開・非公開を決めることとしていたところです。主な情報は農林水産省及び共催者である外務省より適宜提供して来ておりますのでホームページ等で御確認下さい。今後とも、分かり易い情報提供に努めていきます。</p> <p>指針の「対象となる農産物」は、国際的にひっ迫基調にある食料需給の動向等を踏まえ、当面は大豆、とうもろこし等とし、対象農産物の世界全体における生産の増大を通して、国際的な需給の緩和を図りたいと考えています。</p> <p>生産、集荷、輸送、輸出等を含む農業関連投資の全てが支援対象となっておりますが、その具体的範囲につきましては、指針の趣旨や国内農業生産との整合性等にも留意しながら、民間企業の要望を踏まえて個別に検討していきたいと考えています。</p> <p>国際的な議論としては、先のG8・ラクイラサミットにおいて、我が国からの提案に基づき、G8首脳宣言において、農業分野への投資を促進するとともに、「国際農業投資の原則及びベスト・プラクティスに関する共同提案を策定するためにパートナー国及び国際機関と取り組む」との記述が盛り込まれたところです。我が国としては、国際的な農業投資について、投資側及び被投資側双方に裨益する形で行われることが重要であると考えており、今後、G8首脳宣言を受けた国際的な議論に積極的に貢献するよう努めていきたいと考えています。</p> <p>指針3(3)では、望ましい官民連携モデル構築のために投資環境の整備ODAとの連携等を公的支援ツールの一つとして総合的に活用することとしています。</p>
----------	--	--

10

志の高い指針と評価。個別所得補償や固定価格買取りも選択肢に含めたプライシングの実験的導入、(小農の)海外版農業者年金の設立・組織化なども検討してはどうか。

そばを対象農産物の一つとして検討して欲しい。優先順位は低いと思うが、日本の伝統食であり、中国からの輸入が大半なので、輸入を多角化・安定化するメリットもあると考える。途上国では、「けし」の転作作物としてNGOが「そば」の生産を推奨していると聞く。作り手側・被投資国側での作りやすさを優先した作物選択で、所得を移転してはどうか。

ベスト・プラクティスは、大規模生産形態だけではないのではないか。投資側—被投資側のWIN—WINをベースにした官民による支援・ビジネス・モデルの創出で、日本らしいオリジナルな貢献策を検討されたい。

これを機に国内食料自給率・食料自給力等と本指針の目標数値の連動化、国内農業政策と海外農業政策の整合性を図るべき。

指針を評価していただいたことに感謝いたします。

今後の具体的な取組として、官民連携モデルに関する検討を継続し、海外投資に関する具体的な支援策についての検討を進めて参ります。また、指針においては、被投資国の農業者や地域住民への適正な配慮を行うことなどを定めた行動原則も定めているほか、投資環境の整備、人材育成等のためのODAとの連携等を図っていくことを考えており、被投資国にも幅広い裨益効果が出るような海外投資を促進していきたいと考えています。

対象農産物に関しては、国際的な需給動向、食生活における重要性、輸入依存度等を踏まえて決定していく方針であり、そばについては、こうした要件を満たすかどうか民間の御要望を踏まえた上で個別に検討していきたいと思っております。

その他、国内農業政策と海外農業政策の整合、政策の目標の明確化に関しましては、御意見4に対する回答で触れておりますので御参照下さい。

11	<p>当社は前身母体組織の時代から合わせて半世紀にわたり南米パラグアイ国、ウルグアイ国と密接な関係を持ち続けてきた。</p> <p>今般穀物の需給安定のために、二国間取引の基準を検討されることとなり、以下の情報提供が海外にいて農業を営んでいる日系移民者のために、日系移民団を支えてきたパラグアイ国に、また本邦の食料安全保障の施策の一助となることを望む。</p> <p><提供情報及び提案: 詳細内容は省略></p> <ul style="list-style-type: none"> -パラグアイの位置関係 -農産物の安定供給 -農地の取得 -農地開発 -輸出組合の組織 -輸出回廊＝輸送、貯蔵の視点 -穀物の取引 -二国間の条約 	<p>海外農業投資を戦略的に促進していくために、対象とする地域については、食料安全保障のための海外投資促進に関する会議で継続して検討していく予定ですので、御提供いただきました、パラグアイと我が国の良好な食料供給関係の構築のための貴重な現地情報は、この検討の参考とさせていただきます。</p>
----	--	---

注) 指針に対するご意見等に対する見解は、農林水産省が外務省と調整の上作成したものです。

